

市役所開庁時間

■月～金曜日／午前9時～午後5時30分
■土曜開庁日／午前9時～午後0時
第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。※祝日など休日、年末年始を除く。取り扱いえない業務もあるので、事前に問い合わせてください

12月の土曜開庁日

6日

20日

公共施設などの連絡先

市役所（代表） ☎072-366-0011
※直通電話番号は、各記事の問い合わせて確認してください

大阪狭山水道センター	
お客様センター	☎072-349-9476
ニュータウン連絡所	☎072-360-4308
市立コミュニティセンター	☎072-366-0077
SAYAKA ホール	☎072-365-8700
市立公民館	☎072-366-0070
図書館	☎072-366-0071
保健センター	☎072-367-1300
さやま荘・さつき荘	☎072-366-2022
シルバー人材センター	☎072-366-2277
狭山池博物館・郷土資料館	☎072-367-8891
総合体育館	☎072-365-5250
池尻体育館	☎072-365-7303
ふれあいスポーツ広場	☎072-368-2081
社会教育センター	☎072-368-0121
市民ふれあいの里	☎072-366-1616
社会福祉協議会	☎072-367-1761
堺市大阪狭山消防署	☎072-366-0055
消防署ニュータウン出張所	☎072-368-0119
市民活動支援センター	☎072-366-4664
基幹相談支援センター	☎072-365-1144
権利擁護支援センター	☎072-368-2111
地域包括支援センター	☎072-368-9922
ニュータウンサテライト	☎072-366-5566
生活サポートセンター	☎072-368-9955
きらっとぴあ (男女共同参画推進センター)	☎072-247-7047
ぽっぽえん (子育て支援センター)	☎072-360-0022
UPっぴ (子育て交流ひろば)	☎072-360-4320
UPっぴ (世代間交流ひろば)	☎072-360-4321
こども家庭センター	☎072-349-8016
富田林保健所	☎0721-23-2681
黒山警察署	☎072-362-1234
防災行政無線放送	フリーダイヤル
テレホンサービス	☎0120-367-707

＼カフェさつきの営業日／

とき 3日(水)・17日(水)午前11時～午後2時
ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／400円、ランチセット(ドリンク付き)／500円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動やカフェさつきのボランティアを募集しています。
問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022・FAX366-0880

相談内容	☑=予約制	とき (指定日以外の休日を除く)
市民相談・人権いろいろ相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談(オンライン相談可)		3日～24日の水曜日午後1時～4時 ※17日は女性弁護士
☑司法書士による無料相談(オンライン相談可)		15日(月)午後1時～4時
☑人権擁護委員による相談		18日(休)午後2時～4時(午後3時30分まで受け付け)
☑行政相談		11日(休)午後1時～4時(前日午後4時まで受け付け)
広報広聴・人権啓発グループ☎360-4287・FAX367-1254		
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談 女性が対象 ※性自認が女性も可、オンライン相談可		1日(月)・9日(火)午後1時～4時、20日(土)午前9時30分～午後0時30分、23日(火)午前10時30分～午後1時30分
電話相談「女性のためのよりそいホットライン」 (必要な人に生理用品を提供しています)		2日～23日の火曜日・8日(月)・22日(月)午前10時～午後5時(午後4時30分まで受け付け) 相談専用電話番号☎090-2112-3970
きらっとぴあ☎247-7047		
DV相談専用ダイヤル		月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
広報広聴・人権啓発グループ☎349-8819		
児童家庭相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
こども家庭センター(UPっぴ内)☎349-8016		
児童家庭相談		月～金曜日午前9時30分～午後5時、6日(土)・20日(土)午前9時～午後0時
☑ひとり親家庭相談		
こども家庭支援グループ☎349-8015		
ひとり親家庭相談		6日(土)・20日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談		12日(金)午後1時～4時
さつき荘☎366-2022・FAX366-0880		
知的障がい者(児)相談(電話相談)		20日(土)午後1時～2時
高嶋☎0743-25-8131		
電話・面接育児相談		月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園☎366-0080		
☑発達をサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGO!」		月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん☎360-0022		
妊婦および未就学児の子育てに関する相談(予約可)		月～金曜日午前9時30分～午後5時
ぽっぽえん☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UPっぴ(子育て交流ひろば)☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可		
☑消費生活相談員による消費生活相談		月～金曜日午前10時～午後0時・午後0時45分～4時
消費生活センター(産業にぎわいづくりグループ内)☎366-2400		
☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)		16日(火)午後1時～4時
産業にぎわいづくりグループ☎360-4264		
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)		月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター(産業にぎわいづくりグループ内)☎366-6789		
☑若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)		3日(水)・17日(水)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション☎0721-26-9441		
☑進路・教育相談		月～金曜日午前9時～午後5時
☑専門家による特別教育相談		19日(金)午後2時～5時
教育支援センターフリースクールみ・ら・い☎368-0909、教育指導グループ☎360-4476		
介護電話相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分、6日(土)・20日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター☎365-2941、ニュータウンサテライト☎366-5566		
心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)		1日(月)・15日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会☎367-1761		
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
社会福祉協議会(山原・松本・廣瀬)☎367-1761)		
障がい者(児)相談支援事業所による相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病・障がい児)☎365-1144、相談支援センター(ばるばる(障がい児・身体・知的・難病)☎368-8666、地域活動支援センター(いーず(精神・ひきこもり)☎367-3990		
精神保健福祉相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉政策グループ☎349-9409		
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談		月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉政策グループFAX366-9696		
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)		月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター☎368-9955		

歳末たすけあい募金にご協力を

1日(月)から「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに歳末たすけあい募金を行います。寄付金は、地域福祉活動団体などの事業費の一部に活用します。

問い合わせ 大阪狭山地区募金会事務局(社会福祉協議会内) ☎367-1761

相談

四市合同人権・法律相談会

とき 令和8年1月30日(金)午後1時～3時45分
ところ 藤井寺市市民総合会館(パープルホール)(藤井寺市北岡/近鉄南大阪線「藤井寺駅」下車)
対象 大阪狭山市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市に居住・通勤・通学する人
内容 ①弁護士による法律相談 ②人権相談
定員 ①4組(先着順) ②4組(当日先着順)
申し込み ①のみ令和8年1月7日(水)から電話で藤井寺市協働人権課
問い合わせ 藤井寺市協働人権課 ☎072-939-1059

女性のくらし特別法律相談会

とき 令和8年1月26日(月)午後1時～1時50分・午後2時～2時50分・午後3時～3時50分
ところ 市役所別館・相談室B ※オンライン相談可
対象 市内に居住・通勤・通学する女性
定員 いずれも1組(先着順)
申し込み 1日(月)から申込フォームから。市役所広報広聴・人権啓発グループへ電話または直接も可
問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ ☎360-4287

安全

その電話、詐欺では!?

市では、1月～10月に20件の特殊詐欺が発生し、被害額は約1億600万円です。不審な電話を受けたら、一旦電話を置き、黒山警察署 ☎362-1234 や家族に相談しましょう。
問い合わせ 危機管理室 ☎360-4013

年末の交通事故防止運動

交通ルールを守り交通事故を防ぎましょう。
《運動の重点》●自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進 ●夕暮れ時及び夜間の交通事故防止 ●飲酒運転の根絶 《スローガン》●ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

●見えないを 見えるに変える 反射材 ●
飲む前に 車じゃないよね? 再確認
問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234、道路グループ ☎360-4234

安全安心スクール特別編「防犯講演会」

とき 13日(土)午前10時～11時30分
ところ 市役所・第一会議室
対象 市内に居住・通勤・通学する人
内容・講師 「住宅の防犯対策について」近藤雅洋さん/NPO法人大阪府防犯設備協会
定員 50人(先着順)
申し込み 11日(木)までに電話で市役所危機管理室。申込フォームからも可
問い合わせ 危機管理室 ☎360-4013

24日(水)～31日(水)に歳末火災予防運動を実施

期間中、消防車両での警戒を強化します。就寝前には、必ずストーブを消すなどして、安全に使用しましょう。
問い合わせ 堺市消防局予防査察課 ☎238-6005

1日(月)～31日(水)に歳末特別警戒を実施

歳末は事件や事故が多発する傾向にあります。特殊詐欺、子どもや女性を狙った犯罪、自動車関連犯罪、金融機関などへの強盗などの被害防止対策を強化します。
問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234

福祉

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 18日(木)午後2時～4時
ところ さつき荘
対象 脳卒中の後遺症を持つ人と家族
内容 当事者や家族同士の情報交換

防火図画最優秀作品～南中学校1年生・藤本優希さん～

市の防火ポスターに採用する最優秀防火図画に、1,483点の応募作品の中から、南中学校1年生・藤本優希さんの作品が選ばれました。作品は防火ポスターとして、火災予防のPRに活用します。
問い合わせ 堺市大阪狭山消防署 ☎366-0055

路線バスの急行系統が新設

近畿大学病院へのアクセス
手段として、路線バスの急行系統が新設されました。



問い合わせ 南海バス(堺)北営業所 ☎297-2112

参加費 250円 ※見学無料

問い合わせ ほっこり仲間会(岸上 ☎090-8200-3294)、社会福祉協議会 ☎367-1761

寝たきりや認知症の高齢者も障がい者控除が受けられる場合があります

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者で、本人やその扶養者に所得税や地方税が課税される場合、身体障がい者手帳や療育手帳などを持っていなくても、同程度の状態であれば、障がい者控除が受けられる場合があります。この控除は、本人の身体状況などで判定し、認定された場合は、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。必要な書類など詳しくは問い合わせてください。認定書の発行は、基準日(税申告の対象となる年の12月31日)以降となります。

問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9416

手話通訳者・要約筆記者募集

登録期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
応募資格 手話通訳者/手話通訳士、都道府県登録手話通訳者、または同等の技能がある人(令和8年1月17日(土)午後1時から市役所で実施する登録試験の受験が必要)
要約筆記者/地方公共団体が実施する要約筆記者養成講座または同等の講座を修了した人
時給 1,600円
応募方法 1日(月)から市役所福祉政策グループで配布する募集要項を確認し、申請書、登録証または修了証の写し、写真(縦3cm×横2.4cm)2枚を、〒589-8501大阪狭山市役所福祉政策グループへ郵送または直接。26日(金)必着(6日(土)・20日(土)は午前中のみ受け付け)
※募集要項や申請書は市ホームページからもダウンロード可
問い合わせ 福祉政策グループ ☎360-4043



やめよう、滞納

市では12月を「滞納整理強化月間」とし、集中的に滞納者への催告や財産の差し押さえなどを行います。特別な事情で納付できない場合は、各窓口で相談してください。

問い合わせ 税務グループ、保険年金グループ、高齢者福祉グループ、こども育成グループ ☎366-0011

税

25日(木)は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期限

納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済のほか、地方税お支払サイトで納めてください。納期限までに納付が困難な場合は、市役所税務グループへ納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

税理士による無料税務相談

所得税、相続税や経理などの相談ができます。

とき	ところ
2日～18日の火・木曜日	富田林納税協会(富田林市若松町西/近鉄長野線「富田林駅」下車)
4日(木)・18日(木)	市役所

※午後1時～4時(1人30分程度) **申し込み**・

問い合わせ 午前10時～午後2時に電話で近畿税理士会富田林支部 ☎0721-25-6250

事業用資産を所有している人へ

～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋などの不動産だけでなく、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などの償却資産にも課税されます。償却資産は申告が必要です。今月中に書類が届かない場合は、市役所税務

グループへ連絡してください。資産の有無にかかわらず、令和8年1月1日現在の状況を、令和8年2月2日(月)までに申告してください。また、市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットでの申告も受け付けています。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9401

募集

「さやりんおでかけサポート」運転ボランティア



外出に困難を抱える高齢者に対して、買いもの、通院、趣味活動などの外出支援を行う運転ボランティアを募集しています。

対象 次のすべてに該当する人 ●第一種運転免許(AT限定可)を持っている ●10年以上の運転経験があり、日常的に運転をしている ●75歳以下で健康である ●社会福祉協議会が実施する運転ボランティア養成講座を受講できる **活動内容** 自動車での外出時の送迎、乗降、買いもの、通院時のサポートなど

問い合わせ さやりんおでかけサポート専用ダイヤル(社会福祉協議会内) ☎360-4866

西山霊園・公園墓地使用者

募集区画 西山霊園(大野西860-1)/1等地42区画・2等地62区画・3等地17区画、公園墓地(東野中一丁目1521)/1等区1区

12月は税込確保重点月間

納期限内に納税した人との公平性確保のため、滞納者に催告や財産の差し押さえなどを行います。

問い合わせ 大阪府南河内府税事務所 ☎0721-25-1131

画・2等区2区画・4等区20区画 **申請資格**

3年以上継続して市内に住んでいる世帯主(原則)で、本人または世帯員が、西山霊園または公園墓地使用者でない人 **申請方法** 市役所生活環境グループ、ニュータウン連絡所で配布する使用許可申請書、住民票(本籍地および世帯主名が記載されたもの)、誓約書を生活環境グループへ直接 ※郵送不可。1世帯につき西山霊園、公園墓地のいずれか1区画。使用料など詳しくは問い合わせてください

問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4339

令和8・9年度入札等参加資格審査の申請(業者登録)

有効期間 2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日) **申請方法** 1日(月)から必要書類を、簡易書留郵便、レターパックプラス、宅配便で、〒589-8501大阪狭山市役所資産活用・契約グループ ※15日(月)消印有効。直接は不可

問い合わせ 資産活用・契約グループ ☎247-4809

大阪狭山市牛乳パック整理協力会員

市では、回収した牛乳パックの整理活動を促進しています。

活動時期 偶数月の第2火曜日(祝日の場合は変更) **対象** 市内に住んでいる18歳以上の人 **申し込み** 市役所生活環境グループへ直接 **問い合わせ** 生活環境グループ ☎360-4387

温室効果ガスの排出量を公表します

市では、令和7年3月に「ゼロカーボンシティおおさかさやま」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために取り組んでいます。

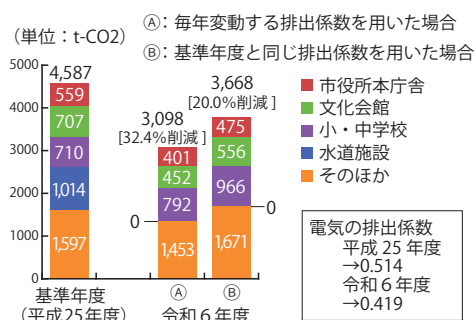
また、2050年に市域全体で二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現するために、令和12年度に平成25年度比で50%削減を中間目標としています。

令和6年度の温室効果ガス排出量は、32.4%の減少となりました。

なお、実際のエネルギー使用量による比較ができるよう、排出係数を基準年度と同じ値を用いて算出した場合の排出量は、基準年度比で20.0%の減少となりました。

今後も、引き続き省エネ対策に取り組み、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。※排出係数とは、温室効果ガスを算出するために用いられる値です

問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4319



国民健康保険・後期高齢者医療

柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

国民健康保険、後期高齢者医療の加入者が、整骨院や接骨院で施術などを受けたときに健康保険が適用されるケースは次のとおりです。

【柔道整復師の施術を受けるとき】

骨折・脱臼・打撲および捻挫など(いわゆる肉離れを含む) ※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。単なる筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません

【医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき】

《はり、きゅう》 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あん摩・マッサージ》 筋麻痺、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例 ※あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージなどは保険の対象外です。保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象になりません

施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術内容などを確認し、署名または押印してください。また、柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となるため、必ず領収書を受け取りましょう。

問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2031、保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除の申請は、加入する医療保険者に問い合わせてください。大阪狭山市国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者で解除申請を希望する人は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)を持って、市役所保険年金グループで手続きしてください。解除申請をした人には「資格確認書」の交付手続きを行います。後期高齢者医療制度の被保険者は交付済みの資格確認書を利用してください。解除後に再度の利用登録も可能です。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)

国民年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

令和7年に納付した国民年金保険料は、所得税と個人市・府民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象です。社会保険料控除を受けるには、1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人に日本年金機構から送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、年末調整や確定申告の際に添付してください。10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和8年2月上旬に送付されます。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した人の社会保険料控除となります。家族あてに送付された控除証明書を添付してください。[ねんきんネット]に登録している人は、マイナポータルの連携と電子送付の希望登録を行うと、控除証明書を電子データで受け取れます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06-6772-

7531、年金加入者ダイヤルナビダイヤル ☎0570-003-004

環境

地球温暖化対策にかかる設備を設置した人にさやりんポイントを付与

地球温暖化対策の取り組みを促進するため、次のいずれかを設置した人にさやりんポイントを付与します。

対象設備 ●家庭用燃料電池コージェネレーション設備(エネファーム) ●家庭用リチウムイオン蓄電池設備 ●電気自動車等充放電設備(V2H) ●電気自動車充電設備 **付与ポイント** 1 対象設備につき3万円分のさやりんポイント ※申請件数が予算額に到達次第終了。詳しくは、市役所生活環境グループで配布する応募要領または市ホームページを確認してください

問い合わせ 生活環境グループ ☎360-4319

労働

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父が対象の講座です。2歳～未就学の子どもの保育があります。

《パソコン初級(土曜日コース)》とき 令和8年1月24日～3月14日の土曜日(全8回) **ところ** 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区/JR環状線「森ノ宮駅」下車) **受講料** 8,000円(教材費) **定員** 20人(多数の場合は抽選) **申し込み** 24日(火)までに大阪府立母子・父子福祉センターホームページから

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎06-6748-0263

人権週間(4日(木)～10日(水))

10日(水)は世界人権宣言の採択を記念した「人権デー」です。市では、人権週間にあわせて、6日(土)・7日(日)に市立公民館で「フェスタにんげんばんざい」、「人権を考える市民のつどい」を開催します。

【出張人権いろいろ相談】

様々な人権に関する相談に応じます。

とき 6日(土)午後1時～4時 **ところ** 市立公民館・会議室2

問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ ☎360-4287

【部落差別解消推進法を知っていますか？】

平成28年に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。市は、人権週間事業などを通じて啓発に取り組んでいます。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(10日(水)～16日(火))

北朝鮮による拉致被害者の一日も早い帰国をめざし、関心と認識を深めることが大切です。政府が認定している拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、警察庁および警察本部ホームページに掲載しています。どんな些細な情報でもお寄せください。

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234

特定健康診査を受けましょう

大阪狭山市国民健康保険の特定健康診査・人間ドックの受診期間は、令和8年3月31日(火)(75歳になる人は誕生日の前日)までです。年度末は混み合うため、早めに受診してください。特定健康診査と人間ドックの併用受診はできません。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471